

総合評価一般競争入札の実施

(仮称)みかもクリーンセンター余熱利用施設整備運営事業について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を行うので、令第167条の6及び第167条の10の2第5項の規定により次のとおり公告します。

平成19年4月27日

佐野市長 岡部正英

1 入札対象事業

- (1) 事業名 (仮称)みかもクリーンセンター余熱利用施設整備運営事業
- (2) 事業場所 栃木県佐野市町谷町1126番6
- (3) 事業概要 DBO方式による余熱利用施設(温水プール、温浴施設等)の設計・建設、維持管理及び運営事業
- (4) 事業期間 契約締結の日から平成36年3月31日まで
- (5) 予定価格(消費税と地方消費税との合計額に相当する額を除く。)
2,513,100,000円
上記金額のうち、施設整備に係るサービス購入費相当額
1,242,850,000円

2 入札参加に関する条件等

3(2)ア(ア)の入札説明書の記載のとおり

3 入札説明書等の配布方法及び日時

(1) 担当部署

佐野市市民生活部余熱利用施設建設室

〒327-0812 栃木県佐野市町谷町206番地13 みかもクリーンセンター内
電話 0283 27 2254(直通)

メールアドレス yonetsu@city.sano.lg.jp

(2) 入札説明書等の配布方法

ア 入札参加者が、次に掲げる書類を佐野市のホームページ <http://www.city.sano.tochigi.jp/> からダウンロードすることにより書類の配布に代える。

(ア) 入札説明書

(イ) 業務要求水準書

(ウ) 落札者決定基準書

(エ) 基本協定書案

(オ) 基本仮契約書案、設計施工一括仮契約書案及び維持管理・運営委託仮契約書案(以下これらを「事業仮契約書案」という。)

(カ) 様式集

イ (ア)から(カ)までの書類は、平成19年4月27日(金)から佐野市のホームページに掲載する。

4 落札者の選定方法及び落札者決定基準

(1) 落札者の選定方法

令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札する入札参加グループを選定する。

(2) 落札者決定基準

3(2)ア(ウ)の落札者決定基準書による。

5 入札の方法

(1) 入札心得

ア 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）令、佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号。以下「財務規則」という。）及び佐野市建設工事等執行規則（平成17年佐野市規則第170号。以下「執行規則」という。）の規定を遵守しなければならない。

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に抵触する行為をしてはならない。

ウ 入札参加者は、入札書及び提案書の提出をもって、入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書案、事業仮契約書案及び様式集の記載内容を承諾したものとする。

エ 入札参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付期間及び受付方法

ア 受付期間

平成19年6月6日（水）から同月12日（火）まで

イ 受付方法

入札参加希望者は、様式集に定める入札参加表明に関する提出書類をアの期間内に次の送付先に到達するよう一般書留又は簡易書留の取扱いにより郵送する。

(ア) 送付先 佐野市行政経営部契約検査課契約係

(イ) 住所 〒327-8501 佐野市高砂町1番地

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書の受付期限日現在で行う。

イ 入札参加資格の確認の結果は、入札参加を表明した入札参加グループの代表企業に対し、書面により平成19年6月20日（水）までに発送する。

ウ 入札参加資格がないと通知された者は、書面によりその資格がないとされた理由の説明を次により求めることができる。

(ア) 期限 平成19年6月28日（木）午後5時まで

(イ) 提出先 佐野市行政経営部契約検査課契約係

(ウ) 受付方法 書面を持参するものとし、郵送、ファクシミリ等によるものは受け付けない。

エ ウの説明は、平成19年7月5日（木）までに書面により回答する。

オ 受付期間内に入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出しない

者又は入札参加資格が認められなかった者は、この公告の競争入札に参加することができない。

(4) 入札の方法

ア 入札時の提出書類、提案書及び電子データ類を一の梱包とし、一般書留又は簡易書留の取扱いにより、佐野郵便局への留め置きとする。

イ 佐野郵便局への到達期限は、平成19年7月30日(月)までとする。

ウ 入札書は、入札価格内訳書(施設整備に係るサービス購入費)及び入札価格内訳書(維持管理運営に係るサービス購入費)の写しを長形3号の封筒に同封し、他の書類は同封しない。

エ ウの封筒のあて名は、佐野市行政経営部契約検査課契約係とする。

オ ウの封筒の表面に入札書在中、開札の日及び事業名を、裏面に入札参加グループ名を記載する。なお、入札書在中は、朱書とする。

カ その他入札の方法に関する事項は、佐野市建設工事等郵便入札実施要綱(平成18年佐野市告示第229号。以下「実施要綱」という。)の例による。

(5) 開札の日時、場所及び立会人

ア 日 時 平成19年8月1日(水)午後2時

イ 場 所 佐野市役所佐野庁舎大会議室C

ウ 住 所 佐野市高砂町1番地

エ 立会人 開札に立ち会う者は、入札参加者のうちから、抽選により2人を選任し、平成19年7月31日(火)に通知する。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札の無効

(1) 財務規則第85条、執行規則第7条第1項又は実施要綱第8条の規定に該当する入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格確認通知書を交付された者であっても、開札時において入札参加資格を失っている者のした入札は、無効とする。

8 入札の中止等に関する事項

(1) 天災地変等のやむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。

(2) 入札参加者の談合の疑いがあり、又は不正不穏な行動等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取りやめる。

(3) 前2号の場合において、入札参加者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

9 事業契約等の締結

(1) 本市と落札した入札参加グループ(以下「落札者グループ」という。)とは、落札決定後7日以内に基本協定を締結する。

- (2) 落札者グループは、本事業の維持管理・運營業務を実施するため、特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社とする。以下同じ。）を事業仮契約締結前までに設立する。
- (3) 本市と落札者グループ、構成員又は特別目的会社とは、同時に事業仮契約を次のとおり締結する。
 - ア 本市と落札者グループとは、基本仮契約を締結し、この契約を締結した落札者グループを事業者とする。
 - イ 本市と設計・建設を担当する構成員とは、設計施工一括仮契約を締結する。
 - ウ 本市と特別目的会社とは、維持管理・運営委託仮契約を締結する。
- (4) 設計施工一括仮契約は、この契約の締結に係る佐野市議会の議決があったときに本契約となる。
- (5) 維持管理・運営委託仮契約は、市長が特別目的会社を（仮称）みかもクリーンセンター余熱利用施設の指定管理者に指定したときに本契約となる。
- (6) 基本仮契約は、設計施工一括仮契約及び維持管理・運営委託仮契約が本契約となったときに本契約となる。
- (7) 事業契約の締結日は、前号の規定により基本仮契約が本契約となった日とする。
- (8) 第4号から第6号までの場合において、事業仮契約は、契約の議案が否決され、又は指定管理者の指定がされなかったときは、無効となる。この場合において、事業仮契約を締結した者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 事業者は、事業仮契約が本契約となった後直ちに、設計施工一括契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11 その他

この公告に定める事項以外のものは、3(2)ア(ア)から(カ)までに掲げる書類の記載のとおりとする。